

(答弁書第三十二号) 昭和二十二年八月二十一日配付

内閣参甲第三二号

昭和二十二年八月十九日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員姫井伊介君提出教育の機会均等上学資支給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員姫井伊介君提出教育の機会均等上學費支給に関する質問に対する答弁書

新憲法並に教育基本法の趣旨に沿ひ、廣く學費支給の途を開いて教育の機会均等を計り、新生平和日本を建設するは現下の急務である。政府に於てはこのことについて鋭意研究中であるが、現在の処、日本育英會法によつて學費を貸與し、趣旨達成のための一助としている。

日本育英會法の適用は新制中学校以上の學校に在籍する學生生徒で教員養成諸學校及び医料の実地修練中の學生生徒にも適用されることになつてあり、新制中学校に在籍のものには月額百圓、從來の中学校師範學校予科及び青年師範學校予科の生徒には月額百五十圓、專門學校、師範學校、高等學校及び大學予科に在籍する者には月額五百圓、大學學部に在籍する者には月額六百圓迄の範圍で夫々の希望に應じて決定するのであつて、本年度に於ける奨學生採用予定人員は新制中学校及び中等學校生徒三〇、〇〇〇名、專門學校及び教員養成諸學校學生二、二二一名、高等學校及び大學予科生徒八五〇名、大學學生一、一〇〇名、計三四、一六一名でこれに要する日本育英會の貸與金は總額九九、〇〇〇、〇〇〇圓である。又、奨

学生の詮衡は新制中学校、中等學校、師範學校予科、青年師範學校予科に在籍するもので、その學校長の推薦を得たものについては各都道府縣廳内にある日本育英會支部で、また專門學校、師範學校、青年師範學校、高等學校、大學予科及び大學に在籍するもので、その學校の長の推薦を得たものについては、日本育英會本部で行われることになつてゐる。勿論、日本育英會では學校の公私立を問はず、且つ、その手續も簡易で學生生徒の便宜を計つてゐる。

なお、來年度に於ては、教育の機會均等の見地から画期的な大改変を加えるよう考慮中である。

昭和十八年創設以來の狀況を參考までに示すと次の通りである。

	貸與總人員	貸與總金額
昭和一八年度	一、七六九 _人	二八三、七二〇 _円
昭和一九年度	六、六八五	二、五九二、七三一
昭和二〇年度	一一、二三四	三、九一五、五三〇
昭和二一年度	一八、三八一	九、八七〇、五九四

昭和三二年度	三四、一六一	九九、〇〇〇、〇〇〇
計	七二、二三〇	一一五、六六二、五七五

なお中等学校に在学する子女の生活保護法による保護につきましては、生活保護法はその日の生活に困る者に対し、その最低生活を保障するのが建前でありますので、中等学校以上の者の学資給與につきましては本法ではこれを取り扱わないことに致して居ります。むしろ本法の立場から申し上げますと中等学校以上に在学するような稼働能力のあるものにつきましては勤労に従事して当面の家計の維持に務めて貰い、しかもなおその世帯が最低生活を維持出来ぬとき本法の保護を開始するのが原則であります。しかし國民教育の立場から考えますときは應能教育の必要も十分認められますので、これが取り扱いにつきましては自ずと別途に考慮せねばならないと存じます。